

第1編 総則

第 1 編 総則

第1編 総則

第1節 計画作成の趣旨

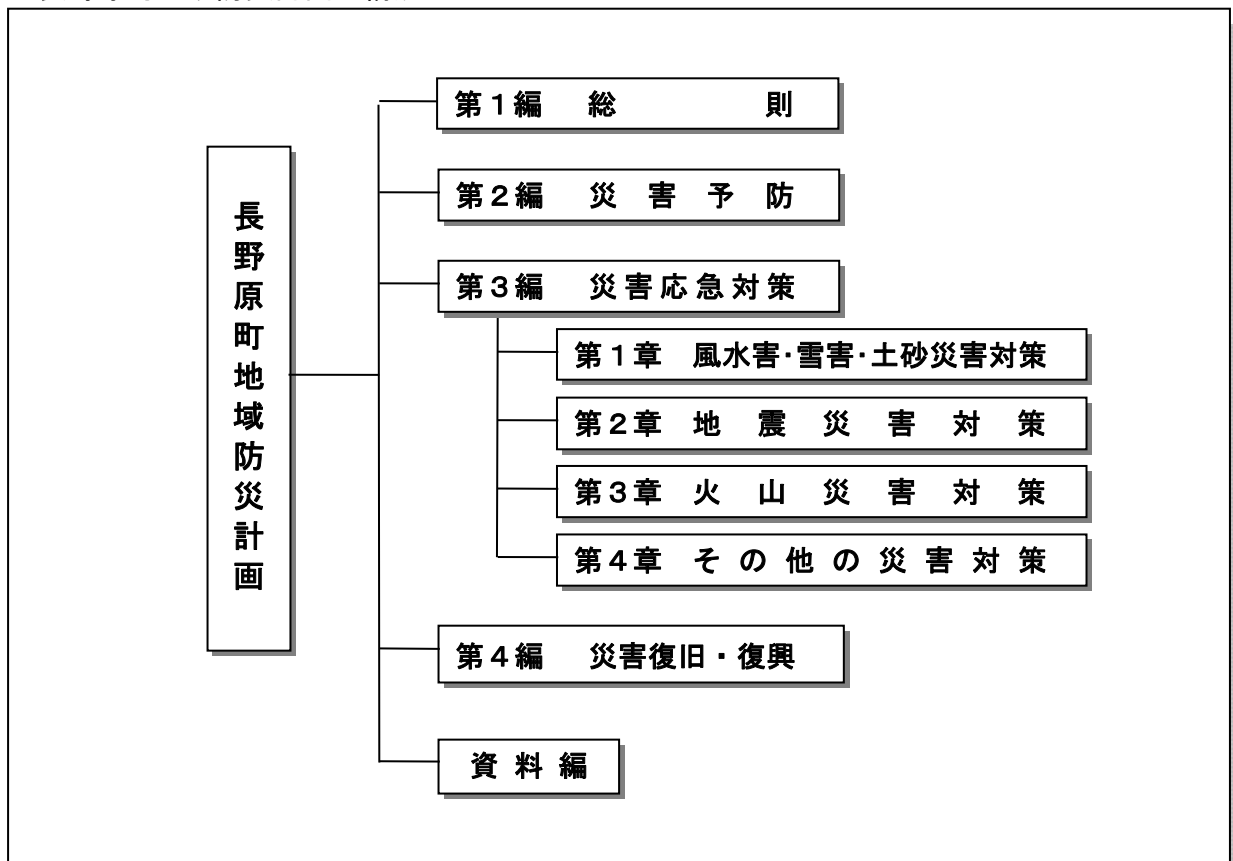
第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定によって、長野原町防災会議が作成する計画であり、長野原町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にいたる一連の災害対策を実施するにあたり、及び各関係機関の全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成

この計画は、町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

■長野原町地域防災計画の構成



第1編 総則

<第1節 計画作成の趣旨>

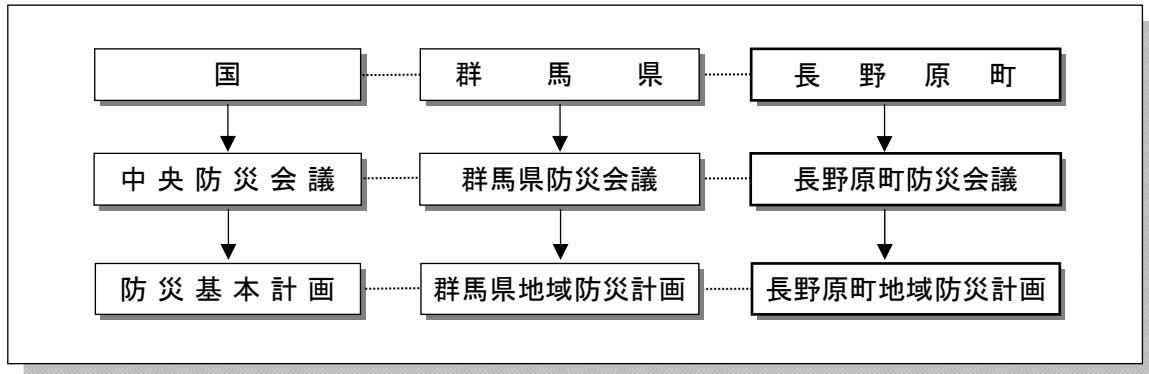
第3 計画の運用等

1 他計画との関係

(1) 群馬県地域防災計画との関係

本計画は、町の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、群馬県地域防災計画と整合を図る。

■国、県及び町の防災会議及び防災計画の関係



(2) 災害救助法との関係

本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する救助のうち、同法第30条の規定に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものである。

(3) 町総合計画等との関係

本計画は、第五次長野原町総合計画〔平成28～37年度（2016～2025）〕と整合を図り、このなかで安心安全なまちをつくるための防災面からの施策である「総合的な防災体制の確立」に向けての諸施策と連携し、総合的な防災対策体制を確立するものである。

また、町が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図る。

(4) 国土強靱化地域計画との関係

本計画は、「長野原町国土強靱化計画」（令和4年3月）の基本目標を踏まえ、計画の作成及び防災対策の推進を図る。

2 計画の修正

町防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに群馬県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めたときは、速やかに修正する。

3 計画の習熟、周知徹底

町及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、町の職員及び関係行政機関、関係公共

機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

第4 防災会議

町防災会議の組織及び運営については、関係法令、長野原町防災会議条例の定めるところによる。

その任務については、以下のとおりである。

■防災会議の任務

- (1) 長野原町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

『 資料 2. 1 「長野原町防災会議条例」 参照 』

第1編 総則

<第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱>

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災害対策基本法第5条第1項)

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野原町	(1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。 (5) 予報・警報等の伝達に関すること。 (6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。 (7) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (8) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。 (9) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関すること。 (10) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関すること。 (12) 緊急輸送の確保に関すること。 (13) 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関すること。 (14) 災害復旧及び復興計画に関すること。 (15) 町以外の地域での大規模災害による被災地及び被災者の支援に関すること。 (16) 町防災会議に関すること。 (17) 町内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関すること。

2 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
吾妻広域町村圏 振興整備組合 消防本部 (西部消防署 長野原分署)	(1) 消防組織の総合計画及び消防団との連絡調整に関すること。 (2) 火災予防運動の総括に関すること。 (3) 防火対象物及び消防設備等の査察指導に関すること。 (4) 防火管理講習の実施に関すること。 (5) 予防広報、団体事務、建築物同意関係その他予防に関すること。 (6) 危険物取締及び安全管理指導危険物関係法令に関すること。 (7) 危険物製造所の災害事故調査及び保安広報に関すること。 (8) 消防力の配備運営、消防計画及び消防統計に関すること。 (9) 火災、災害の警戒防護、救急・救助に関すること。 (10) 消防相互応援協定に関すること。 (11) 消防水利・救急医療情報に関する警防関係事務に関すること。 (12) 消防通信及び気象観測に関すること。 (13) その他消防業務に関すること。

3 県及び県の機関

群馬県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

(災害対策基本法第4条第1項)

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
群馬県	(1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練に関する事。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 (4) 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。 (5) 予報・警報等の伝達に関する事。 (6) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (7) 被災者の救難、救助その他保護に関する事。 (8) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事。 (9) 施設及び設備の応急復旧に関する事。 (10) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。 (11) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。 (12) 緊急輸送の確保に関する事。 (13) 災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事。 (14) 災害復旧及び復興計画に関する事。 (15) 群馬県防災会議に関する事。 (16) 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事。
吾妻振興局 吾妻行政県税 事務所	(1) 地方部内の総合調整に関する事。 (2) 地震、気象情報の受領及び伝達に関する事。 (3) 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関する事。 (4) 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関する事。 (5) 市町村との連絡調整に関する事。 (6) 緊急通行車両の確認事務に関する事。 (7) 商工業に係る災害情報の収集に関する事。 (8) 商工業に係る災害応急対策に関する事。 (9) 生活必需品の調達及び供給に関する事。 (10) その他部内各班に属しない事項に関する事。
吾妻振興局 吾妻保健福祉 事務所	(1) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関する事。 (3) 飲料水の供給に関する事。
吾妻振興局 吾妻農業事務所	(1) 農業に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 農業に係る災害応急対策に関する事。
吾妻振興局 中之条土木事務所	(1) 公共土木施設に係る災害情報の収集に関する事。 (2) 公共土木施設に係る災害応急対策に関する事。 (3) 水防計画の実施に関する事。

第1編 総則

<第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
吾妻振興局 吾妻環境森林 事務所	(1) 環境及びごみ・し尿に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 環境及びごみ・し尿に係る災害応急対策に関すること。 (3) 治山、林道及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 (4) 治山、林道及び林産物に係る災害応急対策に関すること。 (5) 民有林に係る林野火災の予防に関すること。
吾妻教育事務所	(1) 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 (2) 学校教育に係る災害応急対策に関すること。 (3) 県立学校が避難施設場所に使用される場合の市町村への協力に関すること。

4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

(災害対策基本法第3条第1項)

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (前橋財務事務所)	(1) 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関すること。 (2) 災害復旧事業費の査定立合に関すること。 (3) 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関すること。 (4) 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関すること。 (5) 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関すること。
関東農政局 (群馬県拠点)	<災害予防> (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するための防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 <災害応急対策> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (3) 主要食料の供給に関すること。 (4) 生鮮食料品等の供給に関すること。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出及び動員に関すること。 <災害復旧> (1) 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の査定の実施に関すること。 (2) 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 <その他> (1) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
関東森林管理局 吾妻森林管理署 (群馬森林管理署)	(1) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること。 (2) 災害復旧用木材のあっせんに関すること。 (3) 林道の整備、保全及び復旧に関すること。 (4) 国有林野火災の予防に関すること。

<第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所) (利根川水系砂防事務所)	<p>管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関すること。</p> <p><災害予防></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災上必要な教育及び訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 応急復旧体制等の整備 (4) 公共施設等の整備 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 <p><災害応急対策></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 (大規模な災害時等は情報連絡員(リエゾン)による災害情報等の収集含む) (2) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 (大規模自然災害時等は緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の技術的な支援含む) (6) 災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 <p><災害復旧等></p> <p>災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>
群馬労働局 (高崎公共職業安定所)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関すること。 (3) 災害による離職者の早期再就職の促進に関すること。
東京管区气象台 (前橋地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予防及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発活動に関すること。

第1編 総則

<第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱>

5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第12旅団	<p><災害派遣の準備></p> <p>(1) 防災関係情報資料の整備に関する事。</p> <p>(2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。</p> <p>(3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。</p> <p>(4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。</p> <p><災害派遣の実施></p> <p>(1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。</p>

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

(災害対策基本法第6条第1項)

■指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (長野原郵便局) (応桑郵便局) (北軽井沢郵便局) (川原湯簡易郵便局)	<p>1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。</p> <p>2 災害特別事務取扱いに関する事。</p> <p>(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救援用郵便物等の料金免除</p> <p>エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除</p> <p>(2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置</p> <p>3 その他、要請のあったもののうち協力できる事項</p>
東日本電信電話(株) (群馬支店)	<p>(1) 電気通信設備の保全に関する事。</p> <p>(2) 重要通信の確保に関する事。</p>
株N T T ドコモ (群馬支店)	<p>(1) 携帯電話設備の保全に関する事。</p> <p>(2) 重要通信の確保に関する事。</p>
日本赤十字社 (群馬県支部)	<p>(1) 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関する事。</p> <p>(2) 救護所の開設及び運営に関する事。</p> <p>(3) 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関する事。</p> <p>(4) 輸血用血液の確保及び供給に関する事。</p> <p>(5) 義援金品の受領、配分及び募金に関する事。</p> <p>(6) 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。</p> <p>(7) 外国人の安否の調査に関する事。</p> <p>(8) 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関する事。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 (前橋放送局)	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報等の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 (4) 放送施設に対する障害の排除に関すること。 (5) 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 (6) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	(1) 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 (2) 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
日本通運(株) (群馬支店)	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド 株式会社渋川支社	(1) 電力施設の保安の確保に関すること。 (2) 電力の供給の確保に関すること。

■指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
(公社) 群馬県医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 (3) 医療救護活動の実施に関すること。
(公社) 群馬県歯科医師会	(1) 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関すること。 (2) 歯科治療痕等による身元確認作業の協力に関すること。
(公社) 群馬県看護協会	(1) 救護活動に必要な看護の確保に関すること。
(一社) 群馬県 LP ガス協会	(1) LP ガス設備の保安の確保に関すること。 (2) LP ガスの供給の確保に関すること。 (3) 会員事業者の連絡調整に関すること。
(一社) 群馬県バス協会	(1) バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。 (2) 被災地の交通の確保に関すること。
(一社) 群馬県トラック協会	(1) 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
放送機関 (群馬テレビ(株)) (株)エフエム群馬)	(1) 防災思想の普及に関すること。 (2) 気象予報・警報の周知に関すること。 (3) 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 (4) 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。

注) (一社) は、「一般社団法人」の略、(公社) は、「公益社団法人」の略である。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

(災害対策基本法第7条第1項)

第1編 総則

<第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱>

機関名	事務又は業務の大綱
J Aあがつま (長野原支店)	(1) 共同利用施設の保全に関する事。 (2) 農業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。 (3) 県又は市町村が行う農業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
吾妻森林組合	(1) 共同利用施設の保全に関する事。 (2) 林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関する事。 (3) 県又は市町村が行う林業関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関する事。
(一社) 吾妻郡医師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関する事。 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 (3) 医療救護活動の実施に関する事。
病院経営者	(1) 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 (2) 被災傷病者の救護に関する事。
社会福祉施設経営者	(1) 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
長野原町 社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。 (2) 義援金品募集及び配分に関する事。 (3) ボランティア活動の支援及び推進に関する事。
長野原町商工会	(1) 被災事業者に対する支援に関する事。 (2) 県又は市町村が行う商工業関係の被害調査への協力に関する事。 (3) 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関する事。 (4) 物価の安定についての協力に関する事。
金融機関	(1) 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
危険物等施設 の管理者	(1) 危険物等施設の保安の確保に関する事。 (2) 周辺住民の安全の確保に関する事。
群馬県建設業協会 吾妻支部	(1) 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関する事。
農業用排水施設 の管理者	(1) 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

8 住民、自主防災組織及び事業者

防災活動の基本は、住民一人一人が、防災についての知識と行動力を身に付け、「自らの安全は自らが守る」ということである。

住民はこの自助の原点に立って、日頃から非常食料等を備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時には地域コミュニティの一員として共助の考えのもと、自主防災組織が行う消火・救援活動、避難誘導等の防災活動に協力しなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施等、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

(災害対策基本法第7条第3項)

地域コミュニティ	役割
住民 (自助)	(1) 防災・減災の知識習得 (2) 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 (3) 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進 (4) 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 (5) 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 (6) 災害関連情報等の収集、家族・近所への伝達 (7) 家族・近所の避難行動要支援者等の避難支援 (8) 災害廃棄物の分別 (9) その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。
自主防災組織 (共助)	(1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備、点検 (2) 地域の災害危険性の把握、点検 (3) 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進 (4) 避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成協力 (5) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等） (6) 自主防災リーダーの養成 (7) 自主防災活動、訓練の実施 (8) 災害関連情報等の収集、伝達 (9) 地区内の避難行動要支援者、被災者の救助・救援対策の協力 (10) 災害時の避難所の自主運営 (11) 災害廃棄物の分別、集積所の管理協力
事業所	(1) 従業員の防災教育、訓練 (2) 事業継続計画（BCP）の作成・更新 (3) 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 (4) 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 (5) 自衛消防活動・訓練 (6) 災害関連情報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 (7) 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 (8) 避難行動要支援者等の避難支援 (9) 災害廃棄物の分別 (10) その他自ら災害に備えるために必要な手段を講じること。

第3節 防災面から見た長野原町の特性

第1 自然的特性

1 地形・地質

町は群馬県北西部に位置し、地域のほとんどが標高 500m 以上の高地である。

東西に伸びる北部は吾妻川の流域にほぼ属する。南部は浅間高原地帯にほぼ属し、西部から南へ伸び、浅間山麓に達する。地勢は浅間高原地帯を除いて、山地である。

吾妻川本川沿いは平均河床勾配 1/30～1/60 程度、各支川においては平均河床勾配 1/10～1/20 程度と非常に急峻な地形を呈している。

また、北に草津白根山、南に浅間山があり、そのため流域内の大部分が火山噴出物からなる脆弱な地質で形成されており、上流域には多数の崩壊地が存在し、土砂の流出が活発である。

2 活断層

群馬県周辺の活断層分布については、「新編日本の活断層」(活断層研究会編, 1991)、「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉, 2002)が挙げられる。(→次頁図表参照)

これらによると、県北西部の県境付近には活火山周辺に長さ約 4km の短い活断層が、県北東部の片品川流域に長さ約 7～9km 程度の片品川左岸断層が、それぞれ分布する。

一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が分布する。深谷断層の南西側には、同断層と平行する全長約 23km の平井―櫛挽(くしびき)断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布する。平井―櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層(の一部)が県内に分布している。

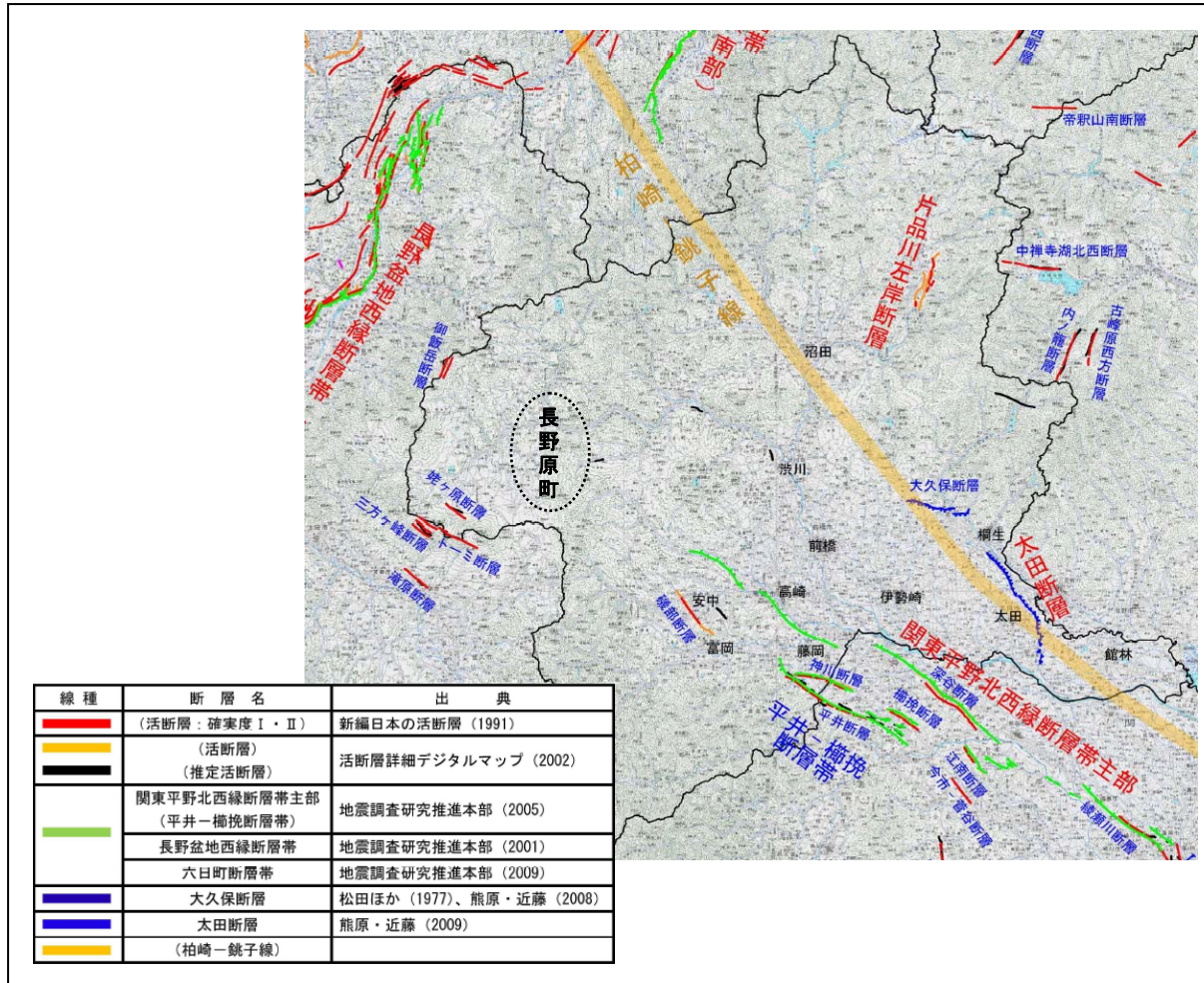
文部科学省地震調査研究推進本部(2005)は、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井―櫛挽断層帯が一連のものであるとみなし、これらをあわせた全長約 82km の断層帯を関東平野北西縁断層帯とし、断層帯について、過去の活動、将来の活動(発生確率)などの長期評価を行っている。

また、連続的に分布する深谷断層、江南断層及び綾瀬川断層(北部)をあわせて関東平野北西縁断層帯主部と定義した。

群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約 52km の六日町断層帯、長野県北部に長さ約 58km の長野盆地西縁断層帯が分布する。

1995 年の兵庫県南部地震後に、「新編日本の活断層」で確実に活断層である(確実度 I)とされた主要断層の調査が全国で行われ、その調査結果に基づいて地震調査研究推進本部により現在 110 の主要活断層についての長期評価が行われている。この主要活断層として、群馬県及びその周辺では、「関東平野北西縁断層帯」、「長野盆地西縁断層帯」及び「六日町断層帯」が該当し、それぞれの長期評価が発表されている。

■本県及びその周辺の活断層分布図



■本県に分布する活断層一覧表

断層名	長さ	幅	地震規模(M)※1	平均変位速度※2	変位量(1回の活動)	活動区間	出典
関東平野北西縁断層帯主部	約82km	20-25km	8.1	0.2-0.4m/千年	5-6m程度(上下成分)	全域	地震調査研究推進本部(2005)
平井-櫛挽断層帯 (関東平野北西縁断層帯の一部)	約23km	20km程度	7.1	0.1-0.2m/千年(上下成分)	2m程度(左横ずれ成分)	全域	地震調査研究推進本部(2005)
平井断層 (平井-櫛挽断層帯の一部)	約23km	—	—	0.1m/千年程度(上下成分)	—	(平井-櫛挽断層帯として活動)	地震調査研究推進本部(2005)
神川断層 (平井-櫛挽断層帯の一部)	約8km	—	—	0.06-0.12m/千年(上下成分)	—	(平井-櫛挽断層帯として活動)	地震調査研究推進本部(2005)
磯部断層	約8km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)
片品川左岸断層	約7km ¹⁾ (約9km ²⁾)	不明	不明	0.2m/千年 ¹⁾	不明	全域	¹⁾ 新編日本の活断層(1991) ²⁾ 活断層詳細デジタルマップ(2002)
太田断層	約18km	不明	不明	不明	不明	全域	熊原・近藤(2009)
大久保断層	約7km	不明	不明	不明	不明	全域	松田ほか(1977) 熊原・近藤(2008)
姥ヶ原断層	約4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)
御飯岳断層	約4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)

1) 地震規模(M)：断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

2) 平均変位速度：1,000年当たりの断層のズレの長さ

出典)「群馬県地震被害想定調査(2012)」

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

3 河川

町内の代表的な河川としては、利根川水系の一級河川である吾妻川が、町の北側を東西に流れている。吾妻川は、群馬と長野の県境にある鳥居峠を源流として、複数の支川を合わせて、途中吾妻峡と称される景観をつくりながら、渋川市付近で利根川と合流する。その流域面積は1,274km²、幹線流路延長は76kmに及ぶ利根川水系の代表的な支川のひとつである。

また、吾妻川の支川として、白砂川、久森沢川、熊川、地藏川、片蓋川、遅沢川、小宿川が町内を流れている。

4 気象

町の最寄りの気象官署である草津観測所（アメダス観測所）において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値を以下に示す。

降水量のうち日降水量の最大値は、2019年（令和元年）10月12日に台風第19号により記録した250mmである。1時間降水量の最大値は、2022年（令和4年）8月4日に記録した53.5mmである。

また、年降水量の最大値は1988年の2,314mm、最小値は1984年の1,124mmである。

気温については、日最高気温は2022年（令和4年）6月29日に記録した32.0℃、日最低気温は1981年（昭和56年）2月27日に記録した-15.9℃である。

風向・風速については、日最大風向・風速は1990年（平成2年）5月1日に記録した北北西の風20m/s、日最大瞬間風向・風速は2013年（平成25年）10月16日に記録した北北西の風29.2m/sである。

積雪については、2014年（平成26年）2月16日に記録した162cmが最高積雪深である。

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)		250 (2019/10/12)	222 (1982/8/1)	208 (1981/8/22)	203 (1983/8/16)	201 (2001/9/10)	1976/4 2023/2
日最大10分間降水量 (mm)		23.0 (2020/9/4)	18.5 (2022/8/4)	18.0 (2009/6/15)	17.5 (2015/7/29)	16.5 (2017/8/6)	2008/11 2023/2
日最大1時間降水量 (mm)		53.5 (2022/8/4)	52.0 (2020/9/4)	52.0 (1978/7/8)	51.0 (2022/7/31)	50.0 (2017/8/6)	1976/4 2023/2
年降水量の 多い方から(mm)		2,314 (1988)	2,164.5 (2010)	2,139 (1982)	2,129 (1998)	2,127 (2017)	1976年 2022年
年降水量の 少ない方から(mm)		1,124 (1984)	1,198 (1978)	1,325 (1996)	1,356 (1992)	1,368 (1987)	1976年 2022年
日最高気温の 高い方から(℃)		32.0 (2022/6/29)	31.3 (2020/8/11)	31.2 (1994/8/2)	31.0 (2020/8/15)	30.9 (2022/7/2)	1977/12 2023/2
日最低気温の 低い方から(℃)		-15.9 (1981/2/27)	-15.5 (2023/1/25)	-14.7 (1997/1/22)	-14.4 (2001/1/14)	-14.3 (1981/2/26)	1977/12 2023/2
日最大風速・風向 (m/s)		20 北北西 (1990/5/1)	19 北北西 (1982/3/31)	19 北北西 (1980/3/10)	18 北北西 (1979/10/19)	17 北北西 (1994/2/21)	1977/12 2023/2
日最大瞬間風速・風向 (m/s)		29.2 北北西 (2013/10/16)	28.9 北 (2019/10/12)	26.6 北 (2017/10/23)	25.6 北北西 (2014/3/31)	25.5 北北西 (2014/2/16)	2008/11 2023/2
月最深積雪 (cm)		162 (2014/2/16)	136 (2010/2/7)	136 (1991/2/20)	131 (2015/2/15)	128 (1996/3/17)	1989/11 2023/1

資料）草津観測所（アメダス観測所、標高1223m）

第2 社会的特性

1 人口

(1) 人口、世帯数の推移

国勢調査データによると、町の人口は、昭和30年の8,349人をピークに、その後徐々に減少し、令和2年に5,095人となっている。世帯数についても、平成12年の2,448世帯をピークにその後減少し令和2年に2,191世帯となっている。

なお、住民基本台帳(令和4年1月末)の人口は5,368人、世帯数は2,527世帯である。

■人口、世帯数の推移

[各年10月1日現在]

年度	世帯数	人口			人口密度 (人/km ²)	1世帯あたり 人員
		総数	男	女		
昭和25年	1,585	8,018	3,944	4,074	59.9	5.06
昭和30年	1,675	8,349	4,096	4,253	62.3	4.98
昭和35年	1,687	8,113	3,977	4,136	60.6	4.81
昭和40年	1,747	7,747	3,836	3,911	57.8	4.20
昭和45年	1,855	7,342	3,647	3,695	54.8	3.96
昭和50年	1,911	7,194	3,571	3,623	53.7	3.76
昭和55年	2,030	7,237	3,599	3,638	54.0	3.57
昭和60年	2,033	7,063	3,474	3,589	52.7	3.47
平成2年	2,096	6,878	3,407	3,471	51.4	3.28
平成7年	2,300	7,017	3,505	3,512	52.4	3.05
平成12年	2,448	6,939	3,440	3,499	51.8	2.83
平成17年	2,411	6,563	3,213	3,350	49.0	2.72
平成22年	2,295	6,017	2,936	3,081	44.9	2.62
平成27年	2,322	5,536	2,784	2,752	41.4	2.38
令和2年	2,191	5,095	2,529	2,566	38.1	2.33

資料) 国勢調査

■人口と世帯数等

[令和4年1月末現在]

世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)	1世帯あたり 人員
	計	男	女		
2,527	5,368	2,681	2,687	40.10	2.12

資料) 住民基本台帳

(2) 年齢別人口

町の年齢別の人口は、年少人口が764人で13.0%、生産年齢人口が3,386人で57.4%、65歳以上の高齢人口が1,747人で29.6%となっている。

■年齢別人口

[令和2年10月1日現在]

区分		総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)
年少人口	0～14歳	434	8.6	235	199
生産年齢人口	15～64歳	2,621	51.9	1,393	1,228
老年人口	65歳以上	1,991	39.5	873	1,118
	(内75歳以上)	1,039	20.6	414	625
合計		5,095	100.0	2,529	2,566

資料) 国勢調査

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

(3) 町外への通勤者及び通学者数

首都圏において昼間の時間帯に大規模な地震が発生した場合、交通機関や道路の被災等により町外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。

町から町外への通勤者及び通学者の総数は918人になっており、そのうち県内に通勤・通学する者は840人、県外へ通勤・通学する者は78人となっている。

■町からの通勤・通学者数（15歳以上）

[令和2年10月1日現在]

通勤・通学先	流出口		
	計	通勤者	通学者
町に常住する就業者・通学者 ¹⁾	3,007	2,808	199
町内で従業・通学	2,029	1,989	40
他市区町村で従業・通学 ²⁾	918	761	157
県内	840	702	138
草津町	202	202	0
嬭恋村	242	234	8
中之条町	128	89	39
東吾妻町	101	101	0
渋川市	44	19	25
高崎市	39	12	27
前橋市	39	11	28
その他	45	34	11
県外	78	59	19
長野県	47	46	1
東京都	17	8	9
埼玉県	5	1	4
その他の都道府県	9	4	5

1) 従業地・通学地「不詳」を含む。

2) 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

資料) 国勢調査

(4) 観光入込客数

町への観光入込客数の推移は増加傾向にあり、平成28年度の約84万人から令和2年度には約118万人となり、ここ5年間で30万人超増加している。

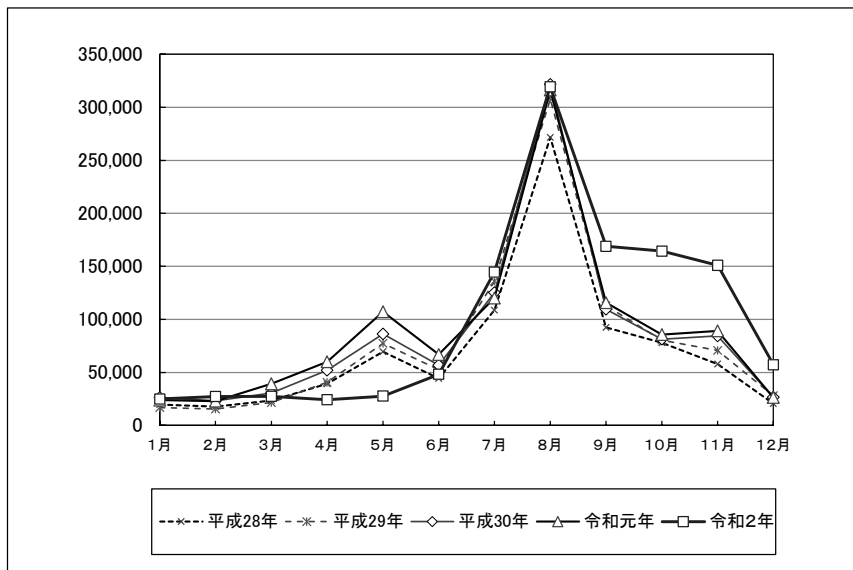
また、月別観光入込客数は、8月がピークで年間の27%を占めている。

■長野原町の観光入込客数の推移

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
入込客数(人)	1,184,900	1,073,600	1,023,600	960,400	843,400

資料) 「観光入込客統計調査報告書」[群馬県戦略セールス局観光魅力創出課、令和2年(2020年)]

■長野原町の月別観光入込客数



出典) 「観光入込客統計調査報告書」 [群馬県戦略セールス局観光魅力創出課、令和2年(2020年)]

(5) 要配慮者人口

町の要配慮者人口は、住民基本台帳及び障害者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

■要配慮者整理表

高齢者	65歳以上の高齢者は、令和2年10月1日現在1,991人で全体の39.5%を占め、75歳以上の高齢者は1,039人で全体の20.6%となっている。
乳幼児	6歳未満の乳幼児は、令和2年10月1日現在141人で全体の2.8%となっている。
障害者	障害者人口は、令和2年3月末日現在の障害者手帳所持数でみると、304人となっている。
外国人	外国人の登録人口は、令和2年10月1日現在61人で全体の1%となっている。

2 建物

建物の耐震化については、昭和46年に十勝沖地震(昭和43年)を教訓に建築基準法の見直しが行われ、より高い安全性を求めて基準を補足し修正された。さらに、昭和56年に宮城県沖地震(昭和53年)を教訓に、新耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。町の建築物の耐震化状況については、「長野原町耐震改修促進計画」(平成31年3月、長野原町)があり、次のようになっている。

(1) 住宅の現状

町における木造住宅棟数は、平成30年度に約3,700棟となっている。このうち、耐震

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

性能に不安がある昭和56年以前の木造建物で耐震性が確保されていない棟数は、1,290棟で、全体の約35%となっている。

(2) 多数の者が利用する建築物の分類

災害時に避難所等の防災拠点として利用される建築物の分類を以下に示す。

■多数の者が利用する建築物の分類表

分類番号	1	2	3	4	5
分類	被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	災害時に要配慮者がいる建築物	比較的用户者の滞在時間が長い建築物	その他の不特定多数が集まる建築物	利用者が比較限定される建築物
含まれる用途	病院、診療所、集会場、郵便局、体育館等	幼稚園、小学校、中学校、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等	旅館、ホテル、賃貸(共同)住宅、寄宿舎、下宿等	ボーリング場等運動施設、劇場、百貨店等店舗、美術館、銀行、遊技場等	卸売市場、事務所、工場、自動車庫、危険物貯蔵施設等

3 交通

町の道路は、国道144号・145号・146号の3国道の基点が結節し、草津温泉や鬼押し、万座温泉、軽井沢等、県内はもとより長野県を含めた主要観光・リゾート地等を結ぶ交通の要衝としての役割を果たしている。

また、現在、渋川市と吾妻郡、長野県東御市を結ぶ地域高規格道路・上信自動車道の建設が進められている。

町の鉄道は、JR吾妻線が東西に走り、川原湯温泉駅、長野原草津口駅、群馬大津駅、羽根尾駅の4つの駅を有し、上野駅や首都東京に直結している。

4 土地利用

町の土地利用を地目別面積で見ると、その他が最も多く全体の41%を占めており、次に多いのが山林で28%、以下順に畑の9%、原野の7%となっている。

■地目別面積

[平成29年度]

地目	山林	田	畑	宅地	原野	牧場	池沼	雑種地	その他	合計
面積(km ²)	37.51	0.60	11.94	7.78	9.03	6.21	0.06	5.86	54.86	133.85
比率(%)	28%	0%	9%	6%	7%	5%	0%	4%	41%	100.00

資料)「長野原町勢要覧 資料編」(平成29年度版)

第3 災害履歴及び予想される災害

町の災害履歴及び発生が予想される災害について整理した。今回の改訂において、「群馬県地域防災計画」（令和4年3月、群馬県）及び「長野原町の災害年表」（平成28年10月、長野原町教育委員会）を用いて追記している。

1 風水害・土砂災害

(1) 災害履歴

町における風水害及び土砂災害の発生履歴を以下に示す。

■風水害・土砂災害履歴（長野原町）

発生年月日			発生、対応及び被害状況等
西暦	元号	月日	
1910	明治43年	8.10	8月10日から降り続く長雨による土砂災害。建物4棟倒壊、民家流出、道路決壊、小麦等農業被害。
1935	昭和10年	9.25	山津波による災害。長野原尋常高等小学校一部倒壊。
1938	昭和13年	8.13～14	台風第7号による災害。住宅全半壊613棟、道路決壊56か所、学校損壊7、神社損壊6、農作物流出・埋没1.5ha、死者1。
1949	昭和24年	8.31	キティ台風による災害。道路決壊、橋りょう流出。
1950	昭和25年	8.5	暴風雨による災害。河川増水、道路決壊、草軽鉄道不通。羽根尾、浜岩橋流出。犠牲者11。
1959	昭和34年	8.13～14	台風第7号による災害。北軽井沢地区の別荘、住居屋根被害数10戸 雨量290.3mm、電信電話途絶、5日間停電。住宅613件、橋梁28か所、道路56か所、山林崩壊20か所、農作物被害、犠牲者1。
		9.25～27	台風第15号（伊勢湾台風）による災害。中央小学校裏の石垣が崩れ2教室半壊、雨量268.0mm、住宅被害45件。
1959	昭和34年	7.12	雹害。
1963	昭和38年	3.25	川原畑、屋根半分飛び半壊近い2棟。川原湯・林・横壁で20数戸。
1967	昭和42年	6.5	雹害。
1968	昭和43年	6.18	雹害。小豆大から小梅大の雹による。農作物被害。
1968	昭和43年	8.30	雹害。梅干大からピンポン玉大の雹による。農作物被害。
1969	昭和44年	8.23	台風第9号による災害。農作物被害。
1972	昭和47年	7.14	台風第6号による災害。山（崖）崩れ2か所。
1972	昭和47年	9.14	台風第20号による災害。山（崖）崩れ。
1973	昭和48年	7.2	関東地方に発生した地形性低気圧による雷雨。床上浸水1。
1975	昭和50年	8.16	台風第5号による災害。崖ぐずれ1か所。
1978	昭和53年	7.12	強い雷雨による被害。農地及び施設に被害。
1978	昭和53年	8.30	雹害。直径3～4cmの雹による。農作物被害。
1979	昭和54年	5.24	日本海低気圧による雷雨。床上浸水3、床下浸水2。
1979	昭和54年	7.24	太平洋高気圧による雷雨。土砂災害3。
1980	昭和55年	9.27	山崩れによる落石。緊急防災対策本部設置。避難者18世帯、79人。
1982	昭和57年	7.31	台風第10号による災害。農産物被害。
1982	昭和57年	9.10～13	台風第18号による災害。床下浸水2。
1983	昭和58年	8.16～17	台風第5号、6号による災害。災害警戒本部設置。床上浸水1、床下浸水8。
1985	昭和60年	6.30～7.1	台風第6号による災害。災害警戒本部設置。30日から1日未明にかけて暴風雨（総雨量134.5mm）。増水により路肩崩壊、河川の護岸崩壊発生。

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

発生年月日			発生、対応及び被害状況等
西暦	元号	月日	
1986	昭和 61 年	9. 2～3	台風第 15 号による災害。災害対策本部設置。床下浸水 2、道路、橋りょう、河川被害多数。
1990	平成 2 年	8. 10	台風第 11 号による災害。災害警戒本部設置。道路の崩壊、洗掘、落石並びに農作物の被害。
		9. 19～20	台風第 19 号による災害。災害警戒本部設置。風雨による農作物の被害。
1995	平成 7 年	8. 20	雹害。農産物被害。
1998	平成 10 年	9. 16	台風第 5 号による災害。災害対策本部設置。半壊 1、一部損壊 2、床下浸水 3。住宅団地周辺危険地域に避難勧告。
1999	平成 11 年	8. 14～15	熱帯低気圧による災害。災害対策本部設置。軽傷者 1、全壊 2、半壊 1、一部損壊 1、床上浸水 5、横壁地区。長野原地区避難勧告。
2000	平成 12 年	9. 17	集中豪雨による災害。災害対策本部設置。床上浸水 1、床下浸水 3、横壁東地区住民自主避難。
2001	平成 13 年	8. 21	台風第 11 号による災害 JR 吾妻線全線不通。
		9. 11	台風第 15 号による災害 災害警戒本部設置。
2011	平成 23 年	8. 7	国道 145 号（長野原町川原湯～東吾妻町松谷間）で土砂流出が発生し自動車 8 台計 17 名が取り残される（怪我人なし）。JR 川原湯温泉駅南南東側で崖崩れが発生、土砂が国道、駅構内、線路に流れ込む。
2019	令和元年	10. 12	東日本台風（台風第 19 号）。

資料) 1959 年までは「長野原町誌」、それ以降は「町記録」による。

(2) 予想される風水害

夏の終わりから秋の初めにかけて台風の通過が多くなり、特に本州中部、関東地方を通過し、北東の進路を取る台風は暴風雨が強く、大きな被害を及ぼすことが予想される。

風害では、強風や突風による住家被害やパイプハウス等の農業施設、農作物への被害、樹木等の倒壊による二次災害の発生が想定される。

また、こうした災害により、水道、電気等のライフラインへの被害が町内で広域的に発生することが予想されるほか、道路損壊等による孤立集落の発生も予想される。

(3) 予想される土砂災害

吾妻川沿川は河岸段丘が発達しており、河川沿いに急崖部が点在しているほか、山間部の傾斜地に存在する集落も多いことから、集中豪雨が発生した場合、土砂崩れや土石流災害、地すべりの発生及び道路の崩壊等をもたらす可能性がある。

特に山間部では、土砂崩壊の危険箇所が多数点在しているため、斜面崩壊等により道路が寸断され、孤立集落が発生することが予想される。

2 雪害

平成26年2月14日から15日にかけて県内では記録的な大雪があった。

この雪により、人的被害は、死者7名（前橋市1、伊勢崎市1、藤岡市1、富岡市1、中之条町1、川場村1、南牧村1）、重傷23名、軽傷56名、住家・非住家被害は、半壊1棟（昭和村1）、一部破損27棟（太田市7、沼田市1、大泉町2、上野村15、南牧村1、みどり市1）、床上浸水1棟（前橋市1）、床下浸水4棟（嬭恋村1、みなかみ町1、沼田市2）、非住家被害は、全壊13棟（太田市6、東吾妻町1、川場村1、甘楽町2、大泉町1、甘楽町1、上野村1）、半壊3棟（太田市1、沼田市2）に上った。

このため、自衛隊への派遣要請が行われたが、町の場合、雪害の発生は、町内の鉄道・道路等通行困難状態であったが、人的被害及び建物被害ともなかった。

なお、長野原町の最寄りの気象官署である草津観測所の積雪深は、歴代1位の162cmを記録した。大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

3 地震災害

(1) 災害履歴

これまでに町に大きな被害をもたらした地震発生記録はない。

また、町周辺を震源とする地震の発生履歴を以下に示す。これらは、いずれも浅間山及びその周辺を震源とする地震である。

なお、関東大震災（大正12年9月1日）や東日本大震災（平成23年3月11日）では、町内における被害はほぼ無かった。

■町周辺を震源とする地震履歴

発生年月日	マグニチュード	震源
1912（明治45）7.16	5.7	浅間山中腹 小諸市付近
1912（大正元）8.17	5.1	浅間山西 上田市付近
1916（大正5）2.22	6.2	浅間山麓 嬭恋村付近
1986（昭和61）8.24	4.9	浅間山南西 北御牧村付近

(2) 予想される地震災害

町において大規模な地震災害の発生が懸念されるのは、文部科学省の機関である地震調査研究推進本部による長期評価が行われている関東平野北西縁断層帯主部^{*2}による地震、六日町断層帯地震及び長野盆地西縁断層帯地震が考えられる。（→次ページ）

なお、関東平野北西縁断層帯主部^{*2}による地震については、県による地震被害想定が行われており、町における具体的な被害想定結果が推定されている。

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

■群馬県及びその周辺の主要活断層に関する地震発生確率

断層帯名 (起震断層/活動区間)		長期評価で予想 した地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層におけ る相対的評価 (ランク) ※1	地震発生確率			地震後 経過率
				30年以内	50年以内	100年以内	
大久保断層		7.0程度以上	Aランク	0.6%	1%	2%	不明
関東平野北西 縁断層帯主部 ※2	深谷断層帯	7.9程度	Aランク	ほぼ0~0.1%	ほぼ0~0.2%	ほぼ0~0.5%	0.2-0.6
	綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.1-0.3
六日町 断層帯 ※3	北部	ケース1	Aランク	0.4~0.9%	0.7~2%	1~3%	—
		ケース2	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.005-0.006 若しくはそれ以上
	南部		Zランク	ほぼ0~0.01%	ほぼ0~0.02%	ほぼ0~0.05%	0.3-0.5
長野盆地西縁 断層帯※4	(飯山-千曲区間)	7.4-7.8程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.07-0.2
	(麻績区間)	6.8程度	Xランク	不明	不明	不明	不明

※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が、3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。Zランクでも、活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。

※2 深谷断層帯・綾瀬川断層については、これまで関東平野北西縁断層帯として平井-楯挽断層帯・主部の2区分、また、元荒川断層帯として北部・南部に2区分して評価を行っていた（地震調査研究推進本部地震調査委員会、2000、地震調査研究推進本部地震調査委員会、2005）。地震調査研究推進本部地震調査委員会（2015）は、その後に得られた新たな知見に基づき、関東平野北西縁断層帯の平井-楯挽断層帯から主部の一部までを深谷断層帯、また、元荒川断層帯の北部（関東平野北西縁断層帯の一部）を綾瀬川断層の鴻巣-伊奈区間、元荒川断層帯の南部を伊奈-川口区間として評価を行った。綾瀬川断層南部（伊奈-川口区間）は、元荒川断層帯の南部に対応しこれまで活断層ではないとされていた（地震調査研究推進本部地震調査委員会、2000）が、新たな知見により活断層の可能性を認定した（地震調査研究推進本部地震調査委員会、2015）

※3 六日町断層帯（北部）については、平成16年（2004年）新潟県中越地震を最新活動としない場合（ケース1）とこれを最新活動とする場合（ケース2）の2つの場合分けをして、評価を行った。

※4 長野盆地西縁断層帯については、これまで飯山-千曲区間を単一の活動区間として評価を行っていた（地震調査研究推進本部地震調査委員会、2001）。その後、同断層帯延長部の分布に関する新たな知見に基づき、飯山-千曲区間の南方延長に麻績区間を新たに追加して評価を行った。（地震調査研究推進本部地震調査委員会、2015）

出典）「主要活断層帯の長期評価の概要」〔地震調査研究推進本部地震調査委員会、算定基準日令和5年（2023年）1月1日〕

4 火山災害

(1) 災害履歴

町には南に浅間山が、北に草津白根山が位置しており、ともに気象庁の常時観測火山（火山監視・警報センターにおいて火山活動を24時間体制で監視している火山）に指定されている。これらの火山活動に伴う災害履歴を以下に示すが、「長野原町の災害年表」（平成28年10月、長野原町教育委員会）を用いた追記は、明治時代以降としている。

■浅間山

発生年月日			発生、対応及び被害状況等
西暦	元号	月日	
685	白鳳13年	4月	「信濃国に灰降り、草木皆枯れたり」（日本書紀）。
887	仁和3年	8月	大噴火。
1108	天仁元年	9月	追分原と六里ヶ原に大量の火砕流、上の舞台溶岩が火口外に流出、山麓一帯は火砕流に焼き払われた。山頂部陥没し、前掛山のくぼみを形成する。
1281	弘安4年	7月	大噴火。
1532	享禄4年	1.14	山麓の道路、人家に被害（融雪）。
1596	慶長元年	5.1～5.5	5.5噴火のため死者多数。
1648	慶安元年	3月	追分駅を流出（融雪）。
1652	承応元年	—	噴石のため山麓焼ける。
1721	享保6年	6.22	噴石のため登山者15人死亡、重傷1名。
1783	天明3年	5.9～8.5	我が国史上最大の火山災害。現在の鬼押し出しを形成している。死者1,443人（長野原町210人）*、流出家屋1,061棟、焼失家屋51棟、倒壊家屋約130棟。 ※「吾妻郡誌」による
1803	享和3年	5.16～10.7	9月23日夜大焼大石降り六里ヶ原分去茶屋1軒押潰す。降灰
1894	明治27年	4.6～6.14	鳴動。降灰。
			（明治32年～明治35年まで毎年、噴火や降灰が起こる）
			（明治38年～明治42年まで浅間火山系の鳴動が続く）
1909	明治42年	1.29	噴火、山麓で家屋ガラス被害（空振）。
1909	明治42年	12.7	噴火、山麓で家屋ガラス被害（空振）。大鳴動あり、山麓は一面火となる。小豆大の降灰。
1911	明治44年	5.8	噴火、家屋被害（空振）。5月10日山頂にて死傷者1人。
1913	大正2年	5.29～8.12	噴火、5月29日登山者1人死亡、1人負傷。
1920	大正9年	12.22	12月14日峯の茶屋焼失（噴石）、12月22日山火事200ha以上？（あがつま牧場200町歩を焼失、分去茶屋付近の山林原野数千町歩延焼損害あり）。12月24日爆発により溶岩石が落下。
1921	大正10年	6.4	山麓で戸障子破損（空振）。
1928	昭和3年	2.23	山麓で戸障子破損（空振）。分去茶屋消失、負傷者1名。
1929	昭和4年	9.18	山林焼失、農作物被害、山麓で戸障子破損（空振）。
1930	昭和5年	8.20	噴火、火口付近で死者6人。9月12日吾妻郡東西部一帯に降灰。
1931	昭和6年	8.20	噴火、死者3人。8月22日一帯に振動と降灰。農作物被害。
1931	昭和6年	12.8	噴火、山麓で戸障子破損（空振）。
1935	昭和10年	4.20	峠の茶屋及び六里ヶ原一帯焼石が落下し山火事起こる。5月20日県下一帯に地震のような振動が起こり、北軽井沢周辺に降灰。5月22日応桑・二度上駅付近に大豆大の降砂。8月28日六里ヶ原一帯に降灰。山麓で戸障子はずれ（空振）。
1936	昭和11年	7.29	噴火、登山者1人死亡。
1936	昭和11年	10.17	噴火、登山者1人死亡。
1938	昭和13年	3～12月	3月25日長野原町一帯にあめ玉大の投石あり。応桑地内麦畑に多大な

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

発生年月日			発生、対応及び被害状況等
西暦	元号	月日	
			被害。5月21日山麓で窓ガラス被害（空振）。6月7日降灰多量。7月16日登山者避難若干人、農作物被害。8月21日登山者5名不明。9月4日長野原町・嬭恋村方面大降灰。9月20日山麓で窓ガラス被害（空振）。
1941	昭和16年	4.1	噴火、山麓でガラス破損（空振）。
1941	昭和16年	7.9	噴火、死者1人、負傷者1人。
1942	昭和17年	8～9月	8～9月で14回爆発、降灰により養蚕に被害。
1947	昭和22年	8.14	12時17分爆発。山頂付近に噴石が落下、西側湯の平で山火事発生。落石により登山者11人死亡。爆風により窓ガラス破損。
1949	昭和24年		負傷者4名。
1950	昭和25年	9.23	天明3年以来の大爆発。登山者1人死亡、6人負傷。山麓でガラス破損（空振）。
1958	昭和33年	11.10	22時50分爆発、山麓でガラス、戸障子破損（空振）。
1959	昭和34年	4.14	20時30分9年ぶりの大爆発。噴煙は高度7,000mに達し南東に流れ、火山弾は南側に多く3.3kmに達し、降灰は東京、横浜にまで達した。火山弾により山火事発生、国有林61ha焼失。
1961	昭和36年	8.18	14時42分23カ月ぶりに噴火。噴煙は高度7,000mに達し南東に流れ、軽井沢付近にも2cmの礫が降った。登山者1人行方不明。火山礫、砂灰により農作物に被害発生。
1973	昭和48年	2.1	2月1日11年3カ月ぶりの噴火、5月24日まで活動。2月1日、山麓でガラス戸破損（空振）。小規模な火砕流が3回発生。
1982	昭和57年	4.16	噴火、小規模な火砕流、農作物被害。
1982	昭和57年	10.2	9時58分微噴火、極少量の降灰。
1983	昭和58年	4.8	火口上に電光と火柱、山腹（南斜面）で山火事発生。
1990	平成2年	7.20	6時25分微噴火。
2003	平成15年	2.6	13年ぶり小噴火。
2004	平成16年	7月～9月	小規模なマグマ噴火。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。9月1日、高原野菜が降灰の被害。
2008	平成20年	8.10	マグマ噴火。火砕物降下。噴火場所は釜山火口。
2009	平成21年	2月～5月	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。
2011	平成23年	—	東北地方太平洋沖地震（2011年3月11日）以降、3月12日から山頂火口の南及び南東で地震活動が活発化。4月19日M1.6（震度1：軽井沢町追分）。
2015	平成27年	6月	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。6月16日8時50分ごく小規模噴火。浅間山の北から北東にかけて微量降灰。噴煙は視界不良のため不明。6月19日17時ころごく小規模な噴火。噴煙は視界不良のため不明。山麓での降灰は確認されず。
2019	令和元年	8月	火砕物降下。噴火場所は釜山火口。8月7日22時8分山頂火口で小噴火。噴火は約20分間継続。噴煙の高さは、火口縁上1800m以上上がり、北へ流れた。弾道を描いて飛散する大きな噴石が火口から200m程度まで飛散。群馬県嬭恋村及び長野原町でわずかな降灰。8月25日19時28分山頂火口で小噴火。噴煙の高さは、火口縁上おおむね600mまで上がり、東へ流れた。浅間山の東側約4km付近の長野県軽井沢町でごくわずかな降灰。
2020	令和2年	6月	6月20日ころから浅間山西側での膨張を示すと考えられる傾斜変動。6月25～26日地震多発、地震回数はその後も増減を繰り返す。二酸化硫黄放出量はおおむね多い状態。

資料) 昭和61年以降は、「日本活火山総覧（第4版）」（気象庁編、2013）による。

資料) 平成27年以降は、「浅間山 有史以降の火山活動」（気象庁公式HP <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>）による。

■草津白根山

発生年月日			発生、対応及び被害状況等
西暦	元号	月日	
1882	明治 15 年	8. 6	噴火。
1897	明治 30 年	7. 8～8. 3	噴火、8 月 3 日負傷者 1 人。
1902	明治 35 年	7. 15～ 9. 24	噴火、水蒸気、砂土を噴出。浴場、事務所の建物全壊。万座温泉で降灰 30cm
1932	昭和 7 年	10. 1	13 時 53 分爆発。湯釜北東壁に大小 10 余個の火孔を生じ、この割れ目は最長 500m に達し、水蒸気を噴した。湯釜の水は、火山灰及び硫黄を交え泥流となり毒水沢に流出した。 また、草津で僅かに降灰。河口付近で死者 2 人、負傷者 7 人。山上の施設損壊甚大。
1971	昭和 46 年	12. 27	温泉造成のボーリング孔からの硫化水素ガス噴出による中毒死死者 6 人。
1976	昭和 51 年	8. 3	滞留火山ガス発生、死者 3 人。
1983	昭和 58 年	11. 13	1 時 40 分と 12 時 8 分の 2 回、湯釜で水蒸気爆発。人頭大の噴石を 600～700m の範囲に放出。降灰は東南等に流れ、渋川まで達した。湯釜北側火口壁下部に亀裂（幅 30cm、長さ 45m）を生じた。駐車場、道路、地震計用埋設ケーブル等損傷。
1986	昭和 61 年	6 月	地震多発。
1987	昭和 62 年	10 月中旬	地震多発。
1989	昭和 64 年～ 平成元年	—	1月6日微動。6、7日湯釜湖面一部暗色変色。10～11月地震多発。
1990 ～1991	平成 2～3 年	2月～9月	地震、微動多発、湯釜湖面度々変色。
2004	平成 14 年	5. 17	湯釜で湖水の吹き上げが目撃され、その後変色水が確認された。
		5. 19～22	湯釜火口の北西約7km付近を中心に一時的に地震増加。
2008	平成 20 年	5 月	北側噴気地帯の東側斜面で新たな噴気確認。
		7 月	湯釜火口内北東部に極めて小規模な噴気孔を新たに確認。
		10 月	水釜火口の北側斜面で新たな噴気確認。
2011	平成 23 年	—	東北地方太平洋沖地震（2011 年 3 月 11 日）以降、湯釜の北約 3km で地震活動が活発化。
2018	平成 30 年	1. 23	9時59分に本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生。草津国際スキー場において、噴石による被害発生及びロープウェイの停止に伴い81名が取り残された。噴煙は東方向に流れ、本白根山から北東に約8kmの中之条町で降灰を確認。噴石の直撃により、死者1人、重傷3人、軽傷8人。

資料) 昭和 61 年以降は、「日本活火山総覧（第 4 版）」（気象庁編、2013）による。

資料) 平成 30 年は、「群馬県地域防災計画」（令和 4 年 3 月、群馬県）による。

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

(2) 予想される火山災害

浅間山は、大規模な噴火が発生した場合は、小規模な火砕流が発生する可能性がある。

天明3年(1783)の噴火は、我が国最大の火山災害で、溶岩が吾妻川に流れ込み、町を含む吾妻川流域の集落で多くの犠牲者が発生した。

また、浅間山が噴火した場合、大量の火山灰が広範囲に堆積し、農産物の生育等に影響を及ぼす可能性がある。

現在も浅間山は火山活動が継続しているため、特別警報、警報等に応じて早めの避難行動が求められる。

草津白根山については、近年、火山活動が活発化しており、今後、小規模な噴火が発生する可能性があるとしてされているが、近年の噴火活動はすべて水蒸気爆発である。

5 火事災害

町の面積のほぼ7割が山林で占められ、大規模な林野火災の発生が懸念されるが、これまで、浅間山の噴火に伴い山火事が発生している(「本節 4 火山災害 (1) 災害履歴 ■浅間山」参照)。過去5年間の町における林野火災の発生状況は、以下のとおりである。

なお、大規模な火災とは3万3千平米(1万坪)以上になるが、町において大規模火災に該当する火災は無い。

■過去5年間の林野火災発生状況(長野原町)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	合計
発生件数(件)	2	0	1	1	0	4
焼損面積(a)	83	0	18	53	0	154
損害額(千円)	0	0	0	0	0	0

資料) 吾妻広域消防本部

■林野火災以外の大規模火災履歴(長野原町)

発生年月日			備考
西暦	元号	月日	
1934	昭和9年	11.1	川原湯温泉、全焼9戸、半焼4戸。
1937	昭和12年	6.11	北軽井沢駅東側中央、民家火災。焼失戸数33戸、焼け残り僅かに3戸(大字村事務所、駅、旅館)。
1938	昭和13年	4.9	大津洞口、全焼12戸33棟。
1949	昭和24年	5.8	林地区大火、7戸14棟全焼。
1951	昭和26年	10.14	川原湯温泉火災、全焼19棟、半焼2棟、死者1、重傷3、軽傷30。
1958	昭和33年	1.9	下の町、全焼5棟、半焼2棟。
1968	昭和43年	10.30	大津坪井地区大火、全焼14棟、罹災者6世帯。

資料) 「長野原町誌」ほか。昭和以降で5棟以上の火災を示す。

6 大規模事故災害

(1) 災害履歴

これまで町内で大規模事故災害の発生履歴はない。

■大規模事故災害履歴（群馬県）

発生年月日			備考
西暦	元号	月日	
1977	昭和 52 年	3. 8	20 時 28 分ころ、沼田市岩本において、上越線下り急行列車「佐渡 3 号」が落石に乗り上げ、前部 4 車両が脱線転覆した事故。死者 1 人、負傷者 108 人、崖崩れ 1 か所発生。
1985	昭和 60 年	8. 12	18 時 57 分ころ、東京国際空港から大阪国際空港に向けて飛行中の日本航空 123 便が上野村の御巢鷹の尾根に墜落した旅客機墜落事故。死者 520 人、負傷者 4 人。
2000	平成 12 年	6. 10	18 時 08 分、尾島町安養寺で操業している日進化工(株)群馬工場で、劇物であるヒドロキシルアミンの再蒸留工程で同物質が爆発した。死者 4 人、負傷者 58 人、住家半壊 7 棟、住家一部破損 270 棟、車両破損 62 台。
2000	平成 12 年	8. 6	15 時 20 分ころ、水上町湯楡曾川のマチガ沢合流地点付近の河原を歩いていた埼玉県東松山市新明小学校の「新明サッカースポーツ少年団」の一行 31 人が鉄砲水に遭遇した。死者 1 人、負傷者 9 人。
2012	平成 24 年	4. 29	4 時 40 分ころ、藤岡市の関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において高速ツアーバスが乗客 45 名を乗せて走行中、当該道路の左側壁に衝突した。死者 7 人、負傷者 38 人。
2018	平成 30 年	8. 10	9 時 13 分に群馬ヘリポートを離陸した群馬県防災ヘリコプター「はるな」が業務フライト中に連絡が取れなくなったもの。 14 時 30 分に埼玉県防災ヘリコプターが中之条町横手山付近で機体の一部を発見した。死者 9 人。

資料) 2000 年以降は「群馬県地域防災計画」(令和 4 年 3 月、群馬県)による。

(2) 予想される大規模事故災害

町内には、鉄道としては東日本旅客鉄道株式会社の吾妻線が、幹線道路としては国道 144 号、145 号及び 146 号が通っており、列車事故や危険物を搭載した車両による道路事故等が考えられる。

また、石油類等の危険物施設の事故が考えられるほか、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の例から、町から約 90km 離れている最寄りの原子力発電所である柏崎刈羽発電所（新潟県）で事故が発生した場合、町においても広域放射能汚染が発生することが考えられる。

さらに、上野村の御巢鷹の尾根で発生した日航機墜落事故の例からも、航空機事故についても想定しておく必要がある。

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

第4 主な災害の被害想定

町で発生が懸念される災害のうち、土砂災害、地震災害及び火山災害について、想定される影響範囲及びその程度について、既存資料等を用いて以下に示す。

1 土砂災害

(1) 土砂災害（特別）警戒区域の指定状況

町内には「土砂災害防止法」（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）の略）による土砂災害警戒区域（特別警戒区域）は、急傾斜地崩壊の警戒区域94（特別警戒区域91）、土石流の警戒区域117（特別警戒区域82）、地滑りの警戒区域1（特別警戒区域0）で、合計212区域（173区域）指定されている。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定状況

（単位：箇所）

区の名称	急傾斜		土石流		地滑り	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
川原畑区	3	3	8	2	0	0
川原湯区	3	2	6	0	0	0
横壁区	6	6	10	2	1	0
林区	13	13	5	1	0	0
長野原区	38	36	8	5	0	0
大津区	14	14	22	18	0	0
羽根尾区	5	5	8	8	0	0
与喜屋区	3	3	14	13	0	0
応桑区	1	1	3	3	0	0
北軽井沢区	8	8	33	30	0	0

(2) 土砂災害（特別）警戒区域内の人家数

土砂災害（特別）警戒区域の急傾斜及び土石流別の指定面積及び指定区域内の人家戸数は、次のとおりである。

■【急傾斜】土砂災害（特別）警戒区域の人家戸数

区の名称	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	箇所数	面積 (㎡)	人家戸数 (戸)	箇所数	面積 (㎡)	人家戸数 (戸)
川原畑区	3	31,695	0	3	16,577	0
川原湯区	3	10,840	1	2	4,926	0
横壁区	6	43,949	1	6	12,349	0
林区	13	63,774	11	13	29,708	3
長野原区	38	394,529	87	36	210,575	24
大津区	14	148,392	83	14	63,989	17
羽根尾区	5	42,797	9	5	18,750	0
与喜屋区	3	52,965	5	3	25,058	0
応桑区	1	19,351	0	1	7,868	0
北軽井沢区	8	108,877	108	8	52,335	9

注) 土砂災害特別警戒区域の面積及び人家戸数は、土砂災害警戒区域の面積及び人家戸数の内数である。

■【土石流】土砂災害（特別）警戒区域の人家戸数

区の名称	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	箇所数	面積 (㎡)	人家戸数 (戸)	箇所数	面積 (㎡)	人家戸数 (戸)
川原畑区	8	175,217	0	2	5,851	0
川原湯区	6	70,871	1	0	0	0
横壁区	10	496,190	34	2	2,392	0
林区	5	93,925	2	0	0	0
長野原区	8	347,626	11	5	45,384	0
大津区	22	522,740	239	18	14,200	2
羽根尾区	8	297,450	176	8	3,240	0
与喜屋区	14	493,795	75	13	3,367	0
応桑区	3	283,654	2	3	4,851	0
北軽井沢区	33	3,140,874	401	29	64,261	0

注) 土砂災害特別警戒区域の面積及び人家戸数は、土砂災害警戒区域の面積及び人家戸数の内数である。

■【地滑り】土砂災害（特別）警戒区域の人家戸数

区の名称	土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
	箇所数	面積 (㎡)	人家戸数 (戸)	箇所数	面積 (㎡)	人家戸数 (戸)
川原畑区	0	0	0	0	0	0
川原湯区	0	0	0	0	0	0
横壁区	1	144,203	1	0	0	0
林区	0	0	0	0	0	0
長野原区	0	0	0	0	0	0
大津区	0	0	0	0	0	0
羽根尾区	0	0	0	0	0	0
与喜屋区	0	0	0	0	0	0
応桑区	0	0	0	0	0	0
北軽井沢区	0	0	0	0	0	0

注) 土砂災害特別警戒区域の面積及び人家戸数は、土砂災害警戒区域の面積及び人家戸数の内数である。

■山地災害危険地区

長野原町	山腹崩壊危険地区*	地滑り危険地区	崩壊土砂流出危険地区
民有林	38箇所	—	102箇所

*「山腹崩壊危険地区」とは：「山地災害危険地区調査について」（昭和53年7月17日付け53林野治第1817号林野庁長官通達）による山地災害危険地区調査の結果に基づく山地災害危険地と判定された山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり発生危険地区である。

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

(3) 被害想定

土砂災害（特別）警戒区域内の住民数を、土砂災害により避難が必要と考えられる人数、避難対象者数とし、指定区域内の人家戸数に対して、町の1世帯当たりの平均人数2.12人（「■人口と世帯数等」（p1-15））を乗じて、行政区ごとに推計した。

ただし、想定した避難対象者数は、行政区ごとにすべての指定区域で土砂災害が発生した場合の最大値であり、実際に発生する避難者数に対して安全側の数値になる。

■【急傾斜】土砂災害（特別）警戒区域における避難対象者数及び主要施設

区の名称	人家戸数	避難対象者数	備考
川原畑	0	0	無人無線局
川原湯	1	2	
横壁	1	2	ローソン、電話無線局、小倉住民センター、八ッ場 湖の駅 丸岩
林	11	23	林地区多目的集会施設
長野原	87	192	長野原合同庁舎、長野原中学校、生活支援センター、無人水道局施設、貝瀬集会場、配水池
大津	83	176	中央こども館、中央こども園、中央小学校
羽根尾	9	19	
与喜屋	5	11	
応桑	0	0	
北軽井沢	108	229	

■【土石流】土砂災害（特別）警戒区域における避難対象者数及び主要施設

区の名称	人家戸数	避難対象者数	備考
川原畑	0	0	川原畑配水池
川原湯	1	2	川原湯温泉駅
横壁	34	73	横壁住民センター、消防団第9分団詰所（横壁）、諏訪神社
林	2	4	
長野原	11	23	
大津	239	507	二軒屋勘場木住民センター、中央小学校、中央こども園、群馬大津駅
羽根尾	176	373	羽根尾多目的集会施設、羽根尾駅
与喜屋	75	159	長野原高校、弓道場、給食センター、下田集会所、長野原町屋内運動場、長野原町若人の館、与喜屋地区多目的集会施設
応桑	2	4	
北軽井沢	401	850	栗平住民センター（公民館）、浄水場

■【地滑り】土砂災害（特別）警戒区域における避難対象者数及び主要施設

区の名称	人家戸数	避難対象者数	備考
川原畑	0	0	
川原湯	0	0	
横壁	1	2	
林	0	0	
長野原	0	0	
大津	0	0	
羽根尾	0	0	
与喜屋	0	0	
応桑	0	0	
北軽井沢	0	0	

2 地震災害

群馬県では、阪神・淡路大震災後の平成7～9年度に地震被害想定調査を行ったが、その後、被害想定的前提とした社会条件等が大きく変化し、

また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった。

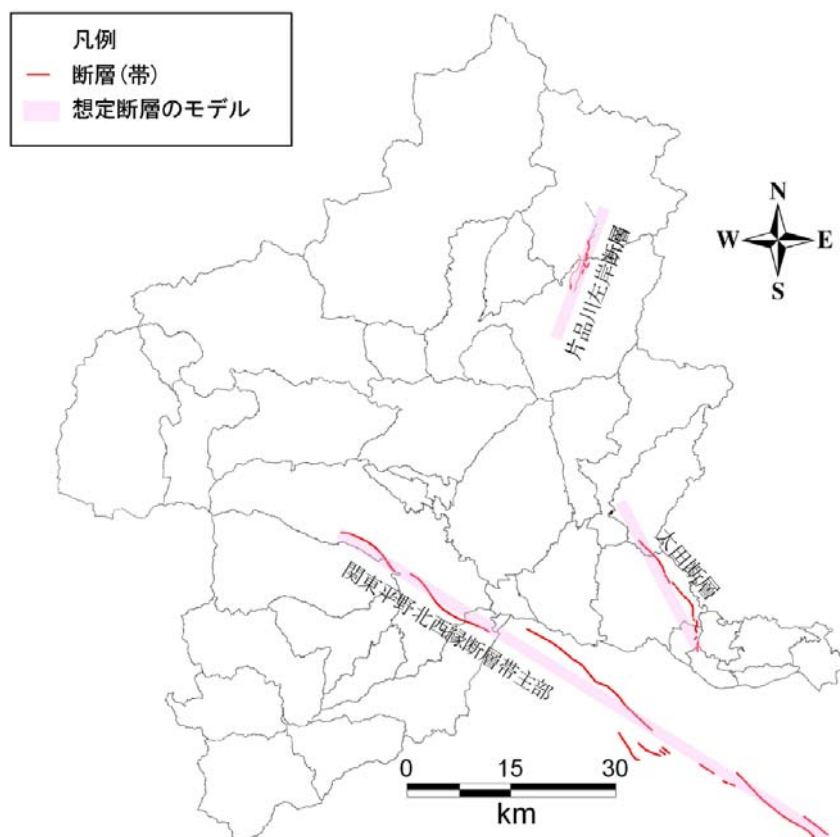
そのため、平成23～24年度にかけて、地盤、建築や火災等の専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、前回調査の見直しを行った。

新たな調査の特徴としては、想定地震の震源位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定手法等の見直しを行った。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定している。

(1) 想定地震

群馬県が地震被害想定の対象とした想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層(帯)による地震である。これら想定地震の概要を次ページに示す。



第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

■想定地震

想定地震名	規模(M)	想定断層の概要	震源断層モデル	
			長さ	上端深さ
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	82km	5km
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	24km	2km
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	20km	2km

(2) 想定結果

群馬県が実施した3つの想定地震による被害想定結果を、長野原町について整理し次頁に表示した。

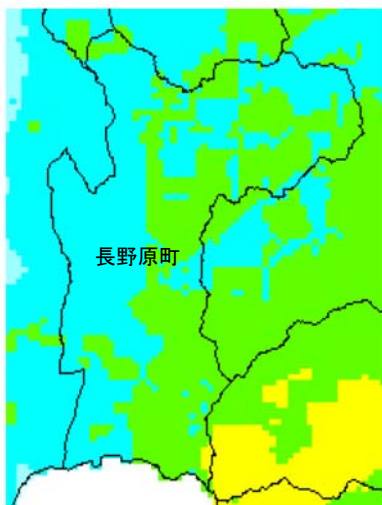
これによると、町に最も大きな影響を及ぼす地震は、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」で、マグニチュードは8.1、町における震度は最大で6弱、人的被害は、死者1人、負傷者2人（内重傷者1人）、建物被害は、土砂災害による全壊棟数が10棟、半壊棟数が23棟、揺れ及び液状化による全壊棟数0棟、半壊棟数6棟と予測されており、避難者数は1日後避難者数が最も多く91人（内要配慮数が35人）と予測されている。

なお、液状化による影響、帰宅困難者数及び食料の不足量は、無いと予測されている。

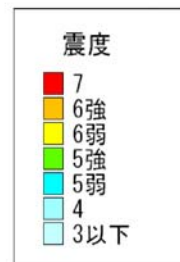
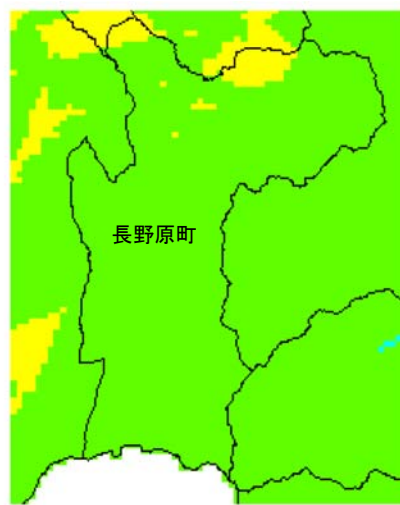
これに対し「太田断層による地震」及び「片品川左岸断層による地震」については、マグニチュードは各々7.1及び7.0、町における震度はともに震度4と予測されており、人的被害及び建物被害とも発生しないと予測されている。

なお、町の場合、群馬県が被害想定の対象地震としていないが、長野県の飯山市北方から長野市南方にかけて、長野盆地の西縁に沿って延びている「長野盆地西縁断層帯による地震」による震度分布は、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」による震度分布よりも影響程度の高い分布となっており（下図参照）、次頁に掲げた被害想定結果よりも大きな被害結果が想定されるため、備蓄等の防災対策については余裕を持つなどの配慮が必要である。

■関東平野北西縁断層帯主部による地震



■長野盆地西縁断層帯による地震



■群馬県地震被害想定結果を用いた想定値（長野原町関連）

項目	予告内容		単位	関東平野北西 縁断層帯主部 による地震	太田断層 による地震	片品川 左岸断層 による地震	
規模	想定マグニチュード		—	8.1	7.1	7.0	
震度	最大震度		—	6弱	4	4	
液状化	危険度の高い地域 (PL 値 15 以上)	面積	km ²	0	0	0	
		面積率	%	0	0	0	
建物被害	全壊（揺れ＋液状化）	棟数	棟	0	0	0	
	半壊（揺れ＋液状化）	棟数	棟	6	0	0	
	全壊（土砂災害）	棟数	棟	10	0	0	
	半壊（土砂災害）	棟数	棟	23	0	0	
	焼失	棟数	棟	0	0	0	
交通施設被害	道路被害	県庁への到達時間	分圏	180	150	150	
		道路閉塞率 20%以上の路線	路線	無	無	無	
	鉄道被害	鉄道橋脚被害箇所	箇所	不明	不明	不明	
ライフライン 被害	上水道	断水世帯（直後）	世帯	86	0	0	
	下水道	被災人口	人	23	0	0	
	LP ガス	被害件数	件	0	0	0	
		被害率	%	0	0	0	
	電力	電柱被害	被害率	%	0.0	0	0
		停電率	直後	%	0.0	0	0
	通信 (電話)	電柱被害	被害本数	本数	0	0	0
		被害率	被害率	%	0.0	0	0
人的被害	死者数		人	1	0	0	
	負傷者数		人	2	0	0	
	うち重傷者数		人	1	0	0	
生活支障	避難者数	直後	人	2	0	0	
		1日後	人	91	0	0	
		2日後	人	85	0	0	
		4日後	人	29	0	0	
		1カ月後	人	2	0	0	
	うち 要配慮者※2	直後	人	1	0	0	
		1日後	人	35	0	0	
		2日後	人	32	0	0	
		4日後	人	11	0	0	
		1カ月後	人	1	0	0	
	帰宅困難者数	帰宅困難者	人	0.0	0	0	
その他	廃棄物	災害廃棄物	万ト	0.1	0	0	
社会機能支障	物資不足量	食料不足量	1日後	食	0	0	0
			2日後	食	0	0	0
			3日後	食	0	0	0
		飲料水不足量	1日後	ℓ	0	0	0
			2日後	ℓ	4	0	0
			3日後	ℓ	275	0	0
	清掃・衛生 機能支障	簡易トイレ不足量		個	3	0	0
		ごみ発生量 発災～3カ月)	家庭ごみ	ト/月	175	175	175
粗大ごみ	ト/月		77	77	77		

注) 要配慮者：ここでは下記のいずれかに該当する者を算出

乳幼児、高齢者、要介護度3以上、身体障害2級以上、知的障害重度A

参考)「群馬県地震被害想定調査報告書」(平成24年6月、群馬県)

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

3 火山災害

火山は時として大きな災害を引き起こすが、災害の要因となる主な火山現象には、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石・火山灰、火山ガス等がある。そして、火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。特に大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流は、噴火に伴って発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、防災対策上重要度の高い火山現象として位置付けられており、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要となる。

町において最も影響が懸念される火山である浅間山は、爆発型（ブルカノ式）噴火が特徴で、噴火に際しては火砕流（熱雲）が発生しやすい。1108年、1783年には溶岩流も発生している。噴火の前兆現象として、火口直下に浅い地震（B型）が頻発することも特徴である。

(1) 浅間山融雪型火山泥流による被害想定

ア 想定噴火

浅間山火山防災対策連絡会議では、明治以降最大規模である1958年11月10日の噴火を想定して、融雪型火山泥流が発生した場合の影響範囲について数値シミュレーションを実施し「浅間山融雪型火山泥流マップ（群馬県）」を作成している。

融雪型の火山泥流とは、浅間山が冬期間、山頂付近で雪が積もっている時期に噴火することで火砕流が発生した場合、この火砕流により雪が解け、土砂や火山灰と一緒に斜面を高速で流れ下る現象である。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい火山現象である。

浅間山火山防災対策連絡会議が想定した浅間山融雪型火山泥流の計算条件は、次のとおりである。

■融雪泥流マップ数値シミュレーション計算条件

項目	内容
噴火の火砕流想定量	27万m ³ （1958年11月10日噴火規模。明治以降最大規模）
山腹積雪	50cm（平年規模の積雪量）
備考	火口から4方向に流下した計算結果を重ね合わせた図であり、全方向に流れるとは限らない。

出典）「浅間山融雪型火山泥流マップ（群馬県）」（浅間山火山防災対策連絡会議、嬭恋村、長野原町発行）

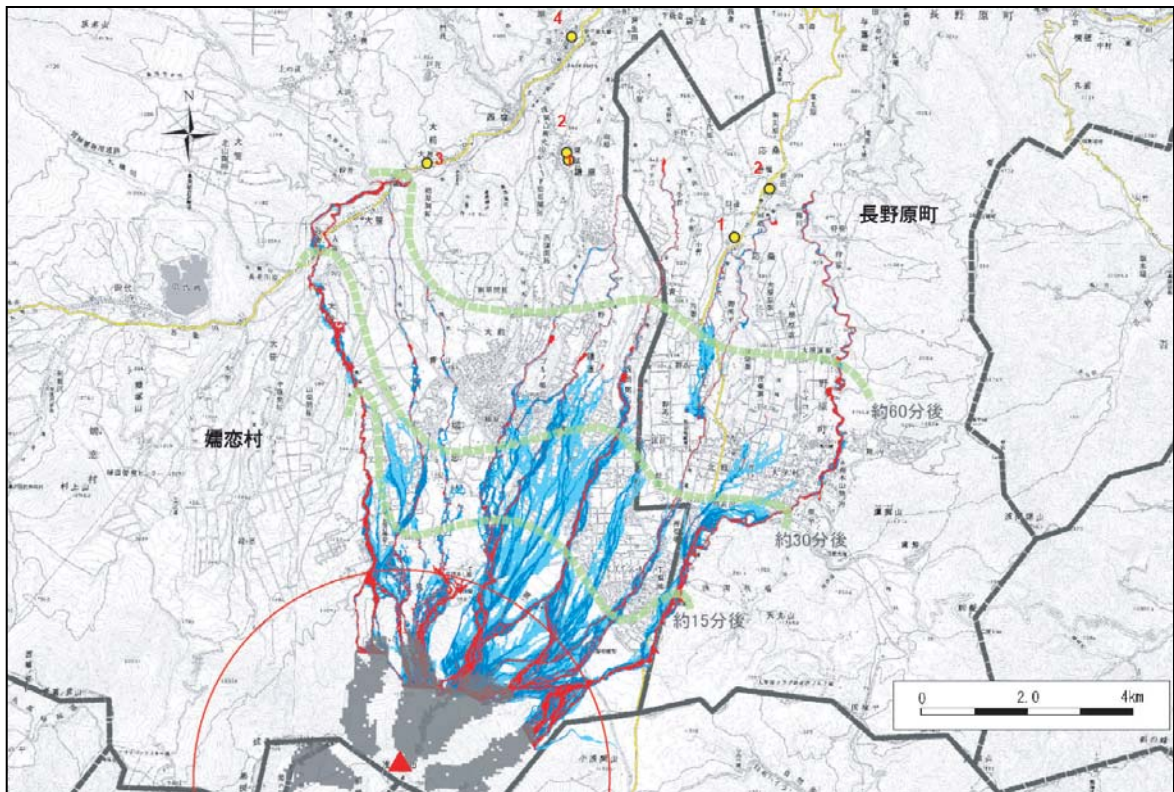
イ 想定結果







融雪型火山泥流は過去の事例等から町に被害を及ぼす可能性は極めて低いものの、万が一発生した場合、約15分で町に流入し別荘地や住宅地に到達すると想定され、町からの情報提供前に被災する可能性がある。

そのため、積雪期の噴火時等には融雪型火山泥流の発生を確認する前にあらかじめ避難が必要である。

浅間山による融雪型の火山泥流が発生した場合、町において避難対象となる地域は、北軽井沢地区、応桑地区が想定される。

■浅間山融雪型火山泥流マップ（群馬県）



		 ゾーン 床下浸水が想定される範囲	 ゾーン 木造家屋の損壊と床上浸水が想定される範囲	 ゾーン 木造家屋の半壊・全壊が想定される範囲
区分条件	家屋被害	なし	家屋損壊	家屋半壊・全壊 (建物は泥流の力に耐えられない)
	浸水被害	床下浸水	床上浸水(家屋1階浸水)	家屋2階浸水
	歩行避難への影響	歩行可能	歩行困難	歩行困難
避難行動	泥流が到達する前	高台等高所または丈夫な建物の2階以上に避難する	高台等高所または丈夫な建物の2階以上に避難する	高台等高所に避難する
	泥流が到達してしまっている場合	高台等高所または丈夫な建物の2階以上に避難する	建物の2階以上に避難する (泥流が家突き破って家の中に侵入してくる可能性があるため、泥流の反対側に避難する)	
被害イメージ				

出典)「浅間山融雪型火山泥流マップ(群馬県)」(浅間山火山防災対策連絡会議、嬬恋村、長野原町発行)

第1編 総則

<第3節 防災面から見た長野原町の特性>

(2) 浅間山噴火（爆発）による被害想定

浅間山については、気象庁が噴火時等に危険な範囲や必要な防災対応を、噴火警戒レベル1から5の5段階に区分した「浅間山の噴火警戒レベル」（平成22年12月22日改正）を作成している。

また、町では、噴火警戒レベル1～3の時の注意事項や登山道・道路の規制状況を記載した「浅間山火山防災マップ（長野原町版）」（浅間山火山防災対策連絡会議、長野原町）を作成している。

これらによると、レベル3（入山規制）は山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達するため、状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備を要する。レベル2（火口周辺規制）は山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石飛散される噴火や火砕流が到達するため、火口周辺への立ち入り規制を要する。

ただし、レベル4（高齢者等避難）及びレベル5（避難）の場合は、天仁天明クラスの噴火を想定しており、少なくとも北軽井沢地区の避難が必要と考えられる。

(3) 草津白根山噴火（爆発）による被害想定

草津白根山については、気象庁が噴火時等に危険な範囲や必要な防災対応を、噴火警戒レベル1から5の5段階に区分した「白根山（湯釜付近）噴火警戒レベル」（令和元年6月4日改正）及び「本白根山噴火警戒レベル」（平成30年3月16日運用開始）を作成している。

これによると、最も大きな影響を及ぼすと考えられる噴火警報のレベル5の場合、想定される噴火事例から、約18,000年前の噴火では、溶岩流が東側約5kmの元山近くまで到達し、約3,000年前の本白根山における噴火では、溶岩流が南側約6kmの石津まで到達している。これらから、草津白根山の噴火（爆発）により想定される影響範囲は、最大で6km程度と考えられる。

よって、草津白根山の湯釜火口から町境まで約9km離れているため、過去と同規模の噴火（爆発）による溶岩流の発生等により、直接的な被害が発生する可能性は低いと考えられる。